

## 報告事項 2

### 平成30年度国民健康保険運営協議会答申に対する検討状況について

平成31年2月22日付けで保険料水準の平準化について答申のあった事項の対応状況は、次のとおり。

**【答申抜粋】 (2) 保険料水準の平準化について**  
 保険料水準の平準化については、諮問のとおり認める。  
 ただし、保険料水準の平準化の検討にあたっては、次の事項を考慮の上、市町村とともに十分検討すること。

平成30年12月25日 諮問書(抜粋) (2) 保険料水準の平準化について

【今後の検討案】

保険料水準の平準化については、様々な検討課題があるが、その中の一つである医療費水準については、平成30年度から県と市町村で協議を始め、相互扶助の理念に基づく医療保険制度であることを踏まえ、「負担の公平性」という観点から「将来的には医療費水準を反映させない」ことで概ね合意が得られている。

平成31年度については、医療費水準を反映する方向としているが、平成32年度以降の納付金算定に向け、医療費水準の反映をはじめ保険料水準の平準化について検討を進める。

検討事項	対応状況
<p>医療費指数を反映させない取扱いについては、影響を考慮して、<u>その実施時期及び段階的な対応などを検討すること。</u></p>	<p>○納付金の算定に当たって、将来的に医療費水準を反映させない(<math>\alpha = 0</math>) ことについて、方向性については概ね了解が得られているが、<u>反映させないこととする時期については、保険料水準の平準化に係る他の検討課題の協議と平行して引き続き検討することとしている。</u></p>
<p><u>市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組みを検討すること。</u></p>	<p><b>【令和元年度の取組み】</b>                  ○県も保険者として保健事業の取組みを一層推進し、医療費の適正化につなげることを目的として、市町村保健事業の支援を行うため、以下の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 鳥取県健診受診勧奨センターの運営</li> <li>⇒ 専門家の派遣等による市町村保健事業への支援</li> <li>⇒ 糖尿病性腎症重症化予防推進事業 鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラム(H30.12策定)の推進</li> </ul> </li> <li>・市町村の現状把握・分析</li> </ul> <p>○市町村が行う保健事業の実施に当たり、国交付金の積極的活用の推進と、不足額に対する県交付金の補助率の引上げ                  ⇒ 国保ヘルスアップ事業の支援 (1/2 ⇒ 2/3)</p> <p><b>【今後の方向性】</b>                  ○保険料水準の平準化に当たっては、医療費適正化へのインセンティブを確保するため、<u>市町村の健康づくりへの取組の評価、促進策等も併せて検討する方向</u></p>

令和元年度国民健康保険の県保健事業について

平成30年度から県が市町村とともに国保の保険者になったことから、県も保険者として保健事業の取組みを一層推進し、医療費の適正化につなげることを目的として、令和元年度は、市町村保健事業の支援を行うため、以下の取組を行う。

1 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
鳥取県健診受診勧奨センターの運営	9,471	市町村国保は、特定健診の実施率が他の保険者と比べて低いことから、特定健診等未受診者に対する個別勧奨業務（コールセンター）を行う「鳥取県健診受診勧奨センター」の運営を行い、受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げる。（平成30年度設置） ・実施方法：委託（株）キャンサースキャン ・対象：11市町村（国保被保険者対象） （倉吉市、岩美町、八頭町、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町、南部町、伯耆町、日吉津村、日南町）
専門家の派遣等による市町村保健事業への支援	634	市町村が実施する保健事業が適切かつ効果的に実施できるよう、専門家を派遣し、技術的な助言、人材育成等を行う。 《派遣する専門家》 ・医師（分析を専門とするドクター） 大城等（公財）ヘルスサイエンスセンター島根 医療技監 研究局次長 ・保健師（行政経験に加え、専門的なスキルを有する保健師） 長谷川理恵ピーイングプレム代表 ・派遣（予定）市町村：4市町村（倉吉市、北栄町、三朝町、伯耆町）
市町村担当職員の人材育成	392	県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施。 ・研修内容：効果的な保健指導の実践（講義及び演習） ・実施回数：年2回（健康政策課実施）
糖尿病性腎症重症化予防推進事業	2,219	平成30年度に策定した「鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づく取組みを推進するため、保健指導に関する支援の実施。 【保健指導への専門家派遣事業】（R1新規） 栄養士や看護師等の専門職を派遣し、市町村が行う保健指導等の支援。 ・実施方法：委託（県栄養士会、県看護協会を予定） ・派遣（予定）市町村：2市町村（湯梨浜町、伯耆町） 【県糖尿病療養指導士資格取得支援】（R1新規） 保健指導を実施する専門職を早急に養成することを目指して、市町村の専門職（保健師等）が「鳥取県糖尿病療養指導士」資格取得のための講習会を受講する際の受講料を負担。（対象人数：5名） 【CKD（慢性腎臓病）対策研修会】（R1組替新規） 県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施。 ・研修内容：効果的な保健指導の実践（講義及び演習） ・実施回数：年3回（各圏域）（健康政策課実施）
合 計	12,716	

※ 下線は、H30年度からの継続実施市町村

2 市町村の現状把握・分析

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
市町村の現状把握・分析	2,984	国保連合会が保有する健診、医療、介護の情報を活用し、統計情報等を保険者へ情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として、国保データベースシステム（KDB）を活用した市町村の医療費等のデータ分析を行う。 また、医療費の調査分析等のための人材育成を行うため、データ分析の研修会を行う。（実施回数：年2回 受講者：国保保険者以外も対象）

# 都道府県国保ヘルスアップ支援事業の創設(平成30年度～)

平成30年度から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うことを踏まえ、都道府県が実施する保健事業等に対する助成事業として、特別調整交付金を活用した「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」を創設する。

## 【交付対象】

都道府県が、管内市町村国保における保健事業を支援するため、効率的・効果的に実施する事業。

- ※1 国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業費に相当する科目により実施する事業に充当
  - ※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
  - ※3 委託可
- (事業内容)

### A 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- ・都道府県レベルの連携体制構築(連携会議の開催等)
- ・保健事業の対象者抽出ツールの開発
- ・市町村保健事業の効率化に向けたインフラ整備(管内市町村共通ヘルスケアポイント制度の創設等)
- ・人材育成(管内全域から参加できる研修の開催等)

### B 市町村の現状把握・分析

- ・KDBと他のDBを合わせた分析

### C 都道府県が実施する保健事業

- ・保健所を活用した取組(保健所の専門職による保健指導支援等)

## 【交付要件】

- 事業ごとの実施計画(単年又は複数年)の策定
- 事業ごとの評価指標(ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトカム指標、アウトプット指標、アウトカム指標)・評価方法の設定
- ※翌年度も同じ事業を申請する場合は評価指標による成果報告
- 第三者(有識者検討会、支援・評価委員会等)の活用

## 【交付限度額】

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	1,500万円	1,750万円	2,000万円	2,250万円	2,500万円

# 国民健康保険法における保健事業の位置づけ

## □ 保健事業（国保法第82条） 一部抜粋

市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業以外の事業であって、健康教育健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならない。

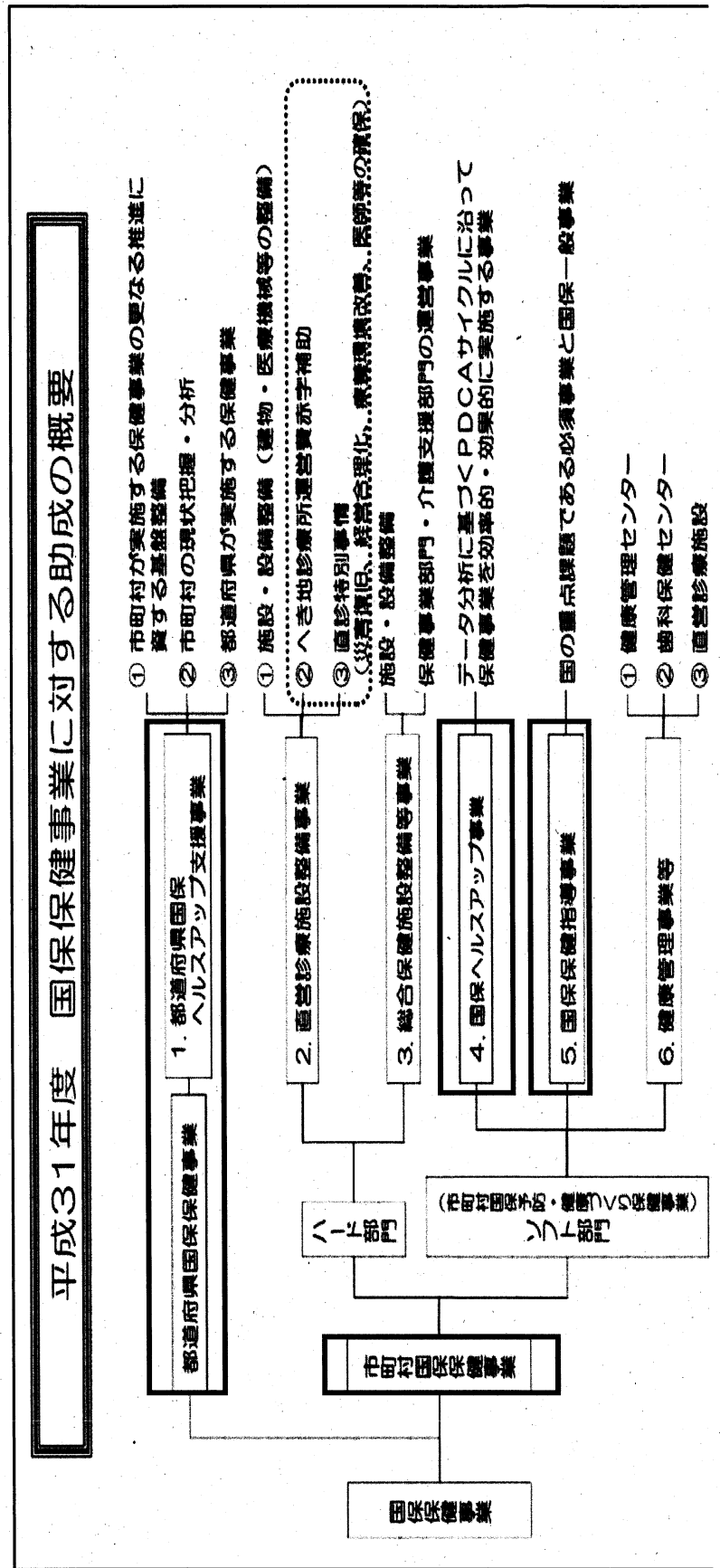
市町村及び組合は、保険給付のために必要な事業を行うことができる。

### 《期待される効果》

- 医療給付の対象となる保険事故を未然に防止
- 疾病を早期に見出すことによる重症化防止
- 病院・診療所を設置することで、国保被保険者の疾病、負傷等の保険事故に対する医療の確保

### 《実施にあたって》

市町村国保独自の特性や、各市町村における健康課題等を踏まえ、効果的・効率的な事業のあり方を検討する必要がある。



平成30年度 国民健康保険調整交付金(保健事業のうち市町村国保予防・健康づくり保健事業分)交付額確定表

(国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業)

保険者番号	保険者(市町村)名	被保険者数 人	事業名	都道府県番号	31	都道府県名	鳥取県		
				助成対象額 (C)=(A)-(B) 円	助成限度額 (基準額) 円	国庫補助基 本額 円	国庫補助 所要額 千円	交付決定額 千円	
1	鳥取市	39,243	国保ヘルスアップ事業(特定健診受診者のフォローアップ(受診勧奨判定値を超えている者への対策)ほか)	14,040,578	9,000,000	9,000,000	9,000	9,000	
2	米子市	30,959	国保ヘルスアップ事業(特定健診受診者のフォローアップ(受診勧奨判定値を超えている者への対策)ほか)	7,840,800	9,000,000	7,840,800	7,840	7,840	
3	倉吉市	11,454	国保ヘルスアップ事業(特定健診未受診者対策ほか)	5,464,338	9,000,000	5,464,338	5,464	5,464	
8	八頭町	3,886	国保ヘルスアップ事業(特定健診未受診者対策)	1,929,413	6,000,000	1,929,413	1,929	1,929	
36	日南町	1,159	国保ヘルスアップ事業(特定健診未受診者対策ほか)	3,374,275	6,000,000	3,374,275	3,374	3,374	
4	境港市	7,093	特定健診未受診者対策ほか	1,897,883	4,000,000	1,897,883	1,897	1,897	
6	岩美町	2,964	特定健診未受診者対策	270,119	4,000,000	270,119	270	270	
19	湯梨浜町	3,844	特定健診未受診者対策ほか	3,436,860	4,000,000	3,436,860	3,436	3,436	
24	北栄町	4,300	特定健診未受診者対策	3,327,372	4,000,000	3,327,372	3,327	3,327	
26	琴浦町	4,470	特定健診未受診者対策	143,832	4,000,000	143,832	143	143	
37	日野町	733	特定健診未受診者対策	3,031,560	4,000,000	3,031,560	3,031	3,031	
計	11保険者	人		44,757,030	63,000,000	39,716,452	千円	39,711	千円

令和元年度 市町村国保予防・健康づくり保健事業計画状況表

市町村 保険者 番号	市町村保険者名	被保険者数 人	事業名	都道府県番号	都道府県名		鳥取県		
					助成対象額 円	助成限度額 円	国庫補助基本額 円	交付決定(予定) 額 千円	
1	鳥取市	38,133	国保ヘルスアップ事業(特定健診受診者へのフォローアップ(受診勧奨判定値を超えている者への対策)ほか)	31	鳥取県	15,510,215	9,000,000	9,000,000	9,000
2	米子市	29,721	国保ヘルスアップ事業(特定健診受診者へのフォローアップ(受診勧奨判定値を超えている者への対策)ほか)	31	鳥取県	9,215,598	9,000,000	9,000,000	9,000
3	倉吉市	11,001	国保ヘルスアップ事業(特定健診未受診者対策ほか)	31	鳥取県	9,083,961	9,000,000	9,000,000	9,000
8	八頭町	3,819	国保ヘルスアップ事業(特定健診未受診者対策ほか)	31	鳥取県	5,899,571	6,000,000	5,899,571	5,899
15	智頭町	1,678	国保ヘルスアップ事業(特定健診未受診者対策ほか)	31	鳥取県	6,494,776	6,000,000	6,000,000	6,000
36	日南町	1,102	国保ヘルスアップ事業(特定健診未受診者対策ほか)	31	鳥取県	2,674,518	6,000,000	2,674,518	2,674
4	境港市	6,798	特定健診未受診者対策ほか	31	鳥取県	2,314,000	4,000,000	2,314,000	2,314
6	岩美町	2,862	特定健診未受診者対策ほか	31	鳥取県	3,491,584	4,000,000	3,491,584	3,491
12	若桜町	741	特定健診未受診者対策ほか	31	鳥取県	3,092,500	4,000,000	3,092,500	3,092
19	湯梨浜町	3,743	特定健診未受診者対策ほか	31	鳥取県	3,808,193	4,000,000	3,808,193	3,808
24	北栄町	4,157	特定健診未受診者対策ほか	31	鳥取県	3,938,111	4,000,000	3,938,111	3,938
26	琴浦町	4,261	特定健診未受診者対策ほか	31	鳥取県	1,340,406	4,000,000	1,340,406	1,340
28	南部町	2,479	特定健診未受診者対策	31	鳥取県	306,371	4,000,000	306,371	306
37	日野町	721	特定健診未受診者対策	31	鳥取県	3,240,864	4,000,000	3,240,864	3,240
計	14保険者				鳥取県	70,410,668	77,900,000	63,106,118	63,102

# 市町村が実施する国保健事業に対する支援(平成30年度～)

被保険者の健康の保持増進・QOLの向上と医療費適正化に資するため、被保険者の積極的な健康づくりを推進し、地域の特性や創意工夫を活かした事業の実施を支援する。

## (1) 国保ヘルスアップ事業

KDBシステム等並びに第三者評価機関を活用し、データ分析に基づきPDCAサイクルに沿って効率的・効果的に実施する事業へ交付。

### 【交付の要件】

- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定すること。
- データヘルス計画は、被保険者の医療情報や健診情報等のデータを分析するKDB等を活用し、策定すること。
- 予め事業区分毎にストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標のうち3つ以上の定量的な指標を設定して評価すること。
- 国保連の支援・評価委員会を活用すること。  
・支援・評価委員会の活用状況(支援決定通知等)、活用内費(毎年度9月末までに得られた助言及びそれを踏まえた改善内費)がわかるものを添付すること。

【交付限度額】 ※(2)に比べ、1.5倍。

継続数	1万人未満	1～5万人未満	5～20万人未満	20万人以上
限度額	600万円	900万円	1,200万円	1,800万円

## (2) 国保保健指導事業

国保被保険者に対する取組として実施する事業へ交付。

### 【交付の要件】

- 年度内に事業完了すること。

【交付限度額】 ※予め事業区分毎にストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標及びアウトカム指標のうち定量的な3つ以上の指標の設定がない場合は6割、2つ以上の指標の設定がない場合には5割を限度とする。

継続数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
限度額	400万円	600万円	800万円	1,200万円

## 事業内容

※(1)(2)共通

- a)～e)までの必須事業のうち、1事業は実施する

### ① 必須事業(国が重点的に推進する事業)

- a) 特定健診未受診者対策
- b) 特定保健指導未利用者対策
- c) 受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨
- d) 特定健診継続受診対策
- e) 生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組

### ② 国保一般事業

- f) 健康教育
- g) 健康相談
- h) 保健指導
  - ① 重症・頻回受診者
  - ② 重症・多剤服薬者
  - ③ 生活習慣病重症化予防
  - ④ 禁煙支援
  - ⑤ その他保健指導

- i) 糖尿病性腎症重症化予防
- j) 齒科にかかる保健事業
- k) 地域包括ケアシステムを推進する取組
- l) 健康づくりを推進する地域活動等
- m) 保険者独自の取組

◎平成30年度以降、改正後の国民健康保険法に基づく調整交付金については都道府県に対して交付されることとなるため、市町村の行う保健事業を対象とする助成は都道府県を通じて市町村へ交付される。

# 助成対象経費とは

## □ 助成対象となる経費

国民健康保険特別会計事業勘定(款)において支出された経費

※助成申請の対象は、事業実施に当たり必要性、費用対効果が見込まれる場合の経費のみ。

## □ 助成対象外となる経費

国民健康保険特別会計事業勘定(款)において支出された経費であっても、次に該当する経費は、助成対象外となるので注意

- 他の国庫補助事業と重複する対象経費
- 健康診査(一般健診、人間ドック、がん健診等)にかかる経費
- 受益者負担が望ましい経費(事業参加者に配布する賞金や景品、イベント時の旅費や屋食代等の物品、スポーツ施設等の施設を活用する際の使用料 等)
- 参考目的で実施する調査経費
- 都道府県、市町村職員の研修経費、旅費、会議費
- 情報システム開発・改修にかかる経費 等

※対象外経費の詳細は「特別調整交付金(保健事業分)交付要領について」を参照。

## 4. 国保ヘルスアップ事業

□ 国保ヘルスアップ事業は、データ分析に基づくPDCAサイクル(計画・実施・評価・改善)に沿った保健事業の実施計画であるデータヘルス計画に基づき保健事業を効率的・効果的に実施する事業

### (1) 事業内容

国保保険者が実施する保健事業について、以下の要件を満たす事業

○ データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った保健事業の実施計画(以下、「データヘルス計画」という)を策定すること

○ データヘルス計画は、国保データベースシステム等のデータ分析を可能とするデータシステム(以下、「KDB等」という。)の被保険者の医療情報や健診情報等のデータを電子的に用いる

ツール等を活用し、策定すること

※活用するツールはKDBに限定しているものではない

○ 国民健康保険団体連合会に設置された学識経験者等から構成される支援・評価委員会を活用すること

○ 生活習慣病等の予防の視点による健康意識の向上の取組も計画上に位置づけること。

### (2) 交付限度額

国保被保険者数に応じて、600万円～1,800万円